

報道関係者各位

県内在住の住民税非課税世帯のエアコン設置を支援します！

近年、夏季の猛暑により熱中症リスクが深刻化している中、県では、熱中症による健康被害を未然に防ぐため、県内在住の住民税非課税世帯を対象に、エアコンの購入費等について補助金を交付します。

つきましては、県民への周知広報について、御配慮くださるようお願いいたします。

1 交付申請の受付期間

令和8年6月1日（月）から令和8年9月30日（水）（当日消印有効）まで
なお、予算額に達し次第、予定より早期に終了する場合あり

2 補助対象者

県内に居住している住民税非課税世帯（世帯構成員全員の令和8年度の個人住民税が非課税）のうち、以下の世帯

(1) 高齢者世帯

令和9年3月31日時点において満65歳以上である者のみで構成する世帯

(2) 障がい者世帯

令和8年6月1日時点において、所定の手帳または医療証のいずれかを所持している者の属する世帯

(3) ひとり親世帯

令和8年6月1日時点において、配偶者と死別もしくは離別した者、または未婚である者とその子のみで構成する世帯

3 補助金の額及び補助対象経費

補助率は10/10とし、補助金額の上限は5万円。1世帯あたり1回（1台）限り
補助対象経費は、エアコン本体価格、室外機価格及び設置工事費の合計（税抜）の額とし、エアコン本体等の購入と設置はセット

4 対象製品

家庭用品品質表示法の規定によるエアコンディショナー（いわゆるエアコン）であり、設置工事を伴うもので、容易に移動できないもの

5 設置条件

居住している住居にエアコンが1台もないこと、または故障により使用できるエアコンが1台もないこと

6 購入店舗（協力店）

県内に本社・本店及び実店舗が所在し、協力店として事業参加申込み済の店舗（ステッカーとのぼりを掲出）

【当事業サイト】 <https://www.pref.yamagata.jp/090014/kenfuku/chihuku/airkon.html>



【問合せ先】 健康福祉部地域福祉推進課
課長補佐（総括・地域福祉担当） 田宮
電話 023-630-2274
【広報監】 健康福祉部次長 後藤